

平成30年12月26日

舞鶴市議会議長 上羽和幸様

提出者	舞鶴市議会議員	上野	修身
賛成者	同	今西	克己
	同	尾関	善之
	同	鯛	慶一
	同	高橋	秀策
	同	松田	弘幸

舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、舞鶴市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

市議第3号

舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項各号列記以外の部分中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成30年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

提案理由

国家公務員における給与改定に準じ、本市議会議員に支給する期末手当の支給率を平成30年度分から改めるため、この条例案を提出する。